

指摘事項・意見等一覧表

【指摘事項】

- ・法令、基準等に違反していると認められるもの
- ・その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

対象なし

【意見等】

- ・事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から、検討する必要があると認められるもの
- ・その他法令、基準等に違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの
- ・制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

監査年度	整理番号	種類	(財援等)団体、補助金等	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
5	33	定期監査	—	意見	市立幼稚園の在り方及び公の役割について	教育委員会事務局 管理部・学校教育部	学事課・幼児教育センター	宝塚市立幼稚園等のあり方と公の役割に関する庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）は、市立幼稚園及び認定こども園（以下「市立幼稚園等」という。）の今後の教育・保育の在り方及び総合的な視野に立った市立幼稚園等における公の役割を明確にし、本市の就学前教育の充実を図ることを目的に設置しています。 庁内検討会設置要綱第2条において、庁内検討会は（1）幼児教育無償化に伴う就学前教育への影響と対応についての調査・研究に関する事項、（2）市立幼稚園の3年保育に関する事項、（3）保幼小中連携の推進および特別支援教育における公の役割に関する事項、（4）市立幼稚園の適正規模・適正配置に関する事項、（5）前4号に掲げるもののほか、市立幼稚園等の就学前教育の充実に関して必要な事項を協議するとされていることから、庁内検討会の開催状況について確認したところ、（2）及び（4）の事項のように現在の課題について庁内検討会を開催し議論すべき重要事項があるにもかかわらず、庁内検討会は令和元年6月以降開催されていませんでした。また、庁内検討会の構成員について、役職が異なっている、所属が変更となっているなど、実態と相違しているにもかかわらず、庁内検討会設置要綱が改正されていない理由について所管課に確認したところ、「庁内検討会は園児数が減少していく中で、今後、市立幼稚園にどのように付加価値を付けていくのか検討したいという市立幼稚園の意向を受けて設置したものであるが、ある程度方針が決まり報告書を作成した段階で、庁内検討会の役割は終了したという認識であった。近々、丸橋幼稚園を含む今後の市立幼稚園の在り方、1学級当たりの適正人数及び3年保育等について検討するため、改めて庁内検討会を設置する方向としており、管理部と学校教育部で協議を行っているところである。」旨の説明を受けました。 庁内検討会の運営に必要な要綱については適切な管理を行ってください。また、今後の市立幼稚園の在り方及び3年保育の必要性について、庁内検討会を開催し、速やかに検討を進めてください。	要綱については、令和5年度内に内容を改定し、令和6年度に検討会を適宜開催し検討を進めていきます。
5	34	定期監査	—	意見	学校園徴収金に係る各学校園の実地調査について	教育委員会事務局 管理部	教育企画課	職員が実地調査の際にチェックすべき点をまとめた調査マニュアルを基に行われた学校園徴収金に係る実地調査結果を確認したところ、改善報告を求めている不備を含めると、令和4年度に調査を実施した全ての学校園において何らかの不備がある状況でした。調査結果は各学校園に個別通知し各年3月開催の校園長会において周知しているとのことですが、不備については複数の学校園で共通して見受けられる事項もあることから、全学校園に対し他の学校園を含む全ての不備事項が分かるような形で通知することが望ましいと考えます。 前回監査意見以降、調査マニュアルが整備されたことは一定評価できます。また、徴収金要綱については、宝塚市における学校事務の共同研究組織による検討を経て、令和5年度内を目途に改正を行う予定とのこと。再び不正が起こらないよう、学校園徴収金におけるリスクの低減策について今後も調査・研究を続けてください。	各年度の調査において判明した不備事項については、令和5年度調査実施分から全学校園に対して通知します。
5	35	定期監査	—	意見	生徒指導支援事業について	教育委員会事務局 学校教育部	学校教育課	学校支援チームは、学校長退職者が学校園を訪問し、校長や教頭など管理職への助言等を行うものですが、人件費抑制等のために令和3年度で廃止され、学校支援チームの役割を指導主事が担うこととなっています。 指導主事の学校園訪問回数が令和4年度に大幅に減少していることによる学校園現場への影響及び対策について、「管理職が日々の学校園運営に係る相談をきめ細やかにできないこと、事案発生時に初めて相談することになることなどが挙げられる。各学校園に担当の指導主事を割り振り、担当する学校園に訪問することで、各学校園が円滑に指導主事に相談できる体制を整えている。」旨の説明を受けました。しかしながら、学校運営の経験が豊富な学校長退職者で構成する学校支援チームと比較し、若い年齢の指導主事が多いことから、校長等からの相談に十分に対応ができ、課題解決につなげているのか疑問が残ります。 一方で、学校が抱える暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動や保護者による児童虐待等の深刻な課題に対し、スクールソーシャルワーカー8人を中心とするケース会議を行い、児童生徒を取り巻く生活環境を含めた見立てと手立てを行い、学校、家庭及び関係機関の連携による適切な支援を行うとともに、校内支援体制の強化及び教職員の指導力、対応力の向上が図られています。また、「子どもの最善の利益」に基づき、法的な観点から子どもの権利を守るために必要な指導、助言を得るため、法律の専門家である弁護士3人をスクールロイヤーとして配置していることから、これらを最大限に活用することで、学校園に課題が発生した際に迅速かつ適切な対応が可能となるよう、充実した支援体制の構築に引き続き取り組んでください。	学校支援チームの廃止に伴う課題については、指導主事の学校訪問回数を増やし、学校課題が複雑化する前に教育委員会が把握、対応にかかわる助言を行うよう努めていきます。また、学校現場における専門職の活用を充実していきます。スクールソーシャルワーカーについては事案発生時に迅速に対応できるように配置方法についての見直しを検討しています。迅速に学校でのケース会議等で必要な支援を行うことで学校、家庭及び関係機関の連携による適切な支援につながると考えます。導入3年目となるスクールロイヤーについては事案発生時に弁護士相談を行い、法的視点からの助言を得ることで適切な学校の対応に活かしていきます。さらに弁護士からの助言をもとに指導主事や教職員の指導力向上も図っていきます。

監査年度	整理番号	種類	(財援等) 団体、補助金等	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
5	36	定期監査	—	意見	部活動外部指導者について	教育委員会事務局 学校教育部	学校教育課	<p>市立中学校の部活動における指導者不足等に係る様々な課題への対応を支援し、部活動の充実を期するとともに、生徒の心身の健全な発育に資することを目的として、部活動外部指導者を市立中学校12校に1校当たり5人程度配置しています。</p> <p>配置までの流れについて、「部活動担当校長が各学校の学校規模や部活動数に応じて学校ごとの配置人数を決定し、各学校において配置する部活動を決定する。人選については校長が判断することとし、4月当初から随時配置している。」旨の説明を受けました。学校ごとの特色や部活動の専門性、人事異動により特定の部活動を担当する教職員が同じ学校に複数配属されるなどの理由により、配置状況に偏りが生じることは一定理解しますが、学校規模の比較や特定の部活動への偏りなど、学校間、部活動間の配置において、生徒にとって不公平感が生じることのないよう、適切な配置に努めてください。また、62人の予算枠に対し、各学校に配置されているのは57人で、5人の配置が可能な状況です。外部指導者の配置は教職員の負担軽減にもつながるものであり、学校現場からの更なる配置のニーズもあることから、できる限り予算枠の活用にも努めてください。</p> <p>宝塚市立中学校部活動ガイドライン（改訂版）において、教育委員会の取組として「教育育成指標の策定方針を参照して宝塚市の育成指標を策定し、それを活用して研修計画を立て、教職員及び外部指導者等の資質の向上を行います。」とされていますが、部活動外部指導者を対象とした研修は、これまで実施されていませんでした。部活動外部指導者制度の活用は、部活動において生徒が外部の指導者と接することとなります。学校に任せるだけでなく、教育委員会として主体的に研修を実施し、部活動外部指導者の資質向上に努めてください。</p>	部活動外部指導者の配置については、来年度も62名分の予算措置を行います。学校間で不公平感が生まれないよう、適切な配置に努めます。62名の枠全てが埋まっている状況が生じるにつまましては、欠員が出た際は、適切な人材を配置できるよう、学校とも連携し取り組んでいきます。今後も部活動外部指導者を配置することで、教職員の指導上の負担軽減につなげます。部活動外部指導者を対象とした研修につきましては、部活動ガイドライン、部活動指導者育成指標に関する研修を令和6年2月19日に実施しました。今後も、部活動外部指導者の資質向上に努めます。
5	37	定期監査	—	意見	図書活動推進事業について	教育委員会事務局 学校教育部	学校教育課	<p>本市では、小学校23校、中学校12校に学校司書を各1人、学校教育課に学校司書チーフを3人配置しています。その効果について、「学校図書館の開館や本の貸出及び返却処理、配架整理、本や資料の登録・補修・廃棄に関する業務などを行うことで、児童生徒や教員にとって活用しやすい学校図書館の運営を可能としている。また、読み聞かせやブックトークの実施、季節ごとの特別コーナーの設置、レファレンス、読書アドバイス業務など、専門職としての視点を生かした業務を行い、読書や学習、情報センターとしての機能を果たすことに貢献している。」旨の説明を受けました。本市は全小中学校に学校司書を配置するなど充実した体制となっていますが、学校図書館が学校という教育現場に設置された施設であることを考えると、読解力などの学力向上にどの程度寄与したのか、検証が必要ではないかと考えます。</p> <p>令和2年度に大幅に学校図書の新規登録を行ったことなどにより、小学校における年間貸出冊数が令和3年度以降に増加していることは評価できます。一方で、中学校における年間貸出冊数がコロナ禍前である令和元年度と同水準にとどまっている理由について、「中学校では多岐にわたる専門的な学習内容が多いため、小学校とは異なり、授業中に学校図書館を活用できないことも大きな要因となっている。この現状を改善するため、ビブリオバトルや給食の献立と本を関連させるイベントなどを実施し、読書推進を図っている。」旨の説明を受けました。また、学校図書館の利用可能時間が学校ごとに異なることについては、「学校司書は勤務が1日4時間、週3日から4日と限られるため、学校図書館を放課後等も利用可能とするためには図書ボランティアなどの活用が必要となるが、活用状況は学校ごとに差があり課題であると考えている。」旨の説明を受けました。学校図書館の運営は学校司書だけでは限界があるため、図書ボランティアに加え、児童生徒による図書委員を更に活用するなど、児童生徒が本に親しめる環境を整備し、読書習慣を身に付けることができるよう努めてください。</p>	読解力などの学力向上にどの程度寄与したのかの検証については、全国学力学習状況調査の結果を比較するなど、方法を検討していきます。学校図書館の運営の在り方については、ご指摘のとおり、学校司書だけではなく、図書ボランティアに加え、児童生徒による図書委員を更に活用する必要があります。一層取り組んでいくためには、課題意識を共有することも不可欠であると認識しています。今後も、児童生徒が本に親しめる環境を整備し、読書習慣を身に付けることができるよう努めていきます。
5	38	定期監査	—	意見	GIGAスクール構想について	教育委員会事務局 学校教育部	教育研究課	<p>ICT機器の端末導入から3年近くが経過していますが、タブレットを使わなくても今までと同様の授業ができるという教員の意識及び活用方法が分からないというスキル上の課題といった教員側の事情による理由でICTを活用した新しい学びを受けられず、児童生徒の教育に影響を及ぼしていると考えます。</p> <p>教員のICTを活用した指導力の向上につなげる研修・研究体制を構築するとともに、早期にICTを効果的に活用した授業を広げていけるよう、推進体制の整備を含め教育委員会の責任において取り組んでください。</p>	GIGAスクール構想の推進に向けて、教員のスキルチェックを実施し、その結果を受けて研修内容の見直しを行うとともに、各学校で実施する指定研究においても、ICTの活用を必須項目とします。また、宝塚市版GIGAスクールリーディングプロジェクト校においても、研究テーマを「日常的な活用」と定め、授業の複線化等に取り組めます。
5	39	定期監査	—	意見	各種教育相談について	教育委員会事務局 学校教育部	教育支援課・青少年センター	<p>教育支援課では教育相談事業を実施しており、この中で電話相談を行っています。また、この電話相談とは別に、青少年なんでも相談ダイヤルも実施していますが、対象である18歳までの子どもからの相談はほとんどないとのことでした。なんでもダイヤルの必要性について教育支援課に確認したところ、「教育相談における電話相談となんでもダイヤルを統合するなど、より効果的な相談窓口の体制について検討していきたいと考えている。」旨の説明を受けました。なんでもダイヤルは一定その役割を終えたのではないかと考えますので、統合を前提とした検討を進めてください。</p> <p>一方、青少年相談事業を実施している青少年センターが取り扱った相談・問題行動件数を確認したところ、相談件数が大きく減少している状況でした。相談窓口を複数設置することで受け皿が広がることについては一定理解できます。また、たからっ子総合相談センター「あのね」や各課間で連携を図りながら相談事業を実施しているとのことでした。しかしながら、ほとんど活用されていない相談窓口もあることから、各相談窓口の役割について、その必要性も含め、教育委員会全体で見直す時期にあるのではないかと考えます。効果的かつ持続可能な教育相談の在り方の検討に努めてください。</p>	より効果的な相談窓口の体制について検討した結果、教育支援課が実施していた「青少年何でも相談ダイヤル」及び青少年センターが実施していた「青少年非行防止相談」は今年度末で廃止することに決定しました。今後は教育支援課の教育相談の電話対応を継続するとともに、面談も含め、効果的かつ持続可能な教育相談の在り方を検討し、子ども、保護者、そして市民のニーズに応えることができるよう、教育相談事業の充実を図ります。また、他課の電話相談窓口や県の無料電話相談、兵庫県警本部の相談窓口、SNS相談窓口等をHPで案内し、青少年の相談に対応できる環境の提示に努めます。

監査年度	整理番号	種類	(財援等) 団体、補助金等	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
5	40	定期監査	—	意見	職員の勤怠管理について	教育委員会事務局 学校教育部	教育支援課	<p>教育支援課の正規職員及び再任用職員の出退勤状況について確認したところ、一部職員のタイムレコードにおいて出勤時刻が勤務時間の開始より早く、又は退勤時刻が勤務時間の終了より遅くなっており、それが相当であるとは言えない程度かつ常態化している状況がありました。所属長においては、それが業務であれば事前に時間外勤務命令を行い、業務でなければ速やかな退庁を促すなど、勤務実態の把握が十分に出来ていないのではないかとの疑念を持たれることがないよう速やかに改善を図ってください。</p> <p>また、職員間で時間外勤務の状況に大きな差があります。勤怠管理は、職員の健康・福祉の確保だけでなく、状況に応じた人員配置を実施する上でも有効です。適正な勤怠管理を行い、業務量を把握することで、特定の職員に負担が偏らないよう人員配置や業務分担を見直し、アンバランスの解消に努めてください。</p>	特にノー残業デーである水曜日には、職員朝礼で定年で退勤することや、時間外勤務を必要とする時には事前に管理職へ報告する旨を毎週伝えています。課内全体で注意喚起を行い、個人面談も行っていきます。時間外の報告は申請するようになりましたが、完全に改善されたわけではありません。引き続き業務量の整理を進めるとともに、対象職員へは、学校教育部、管理部による面談を行い、意識改革に努めます。
5	41	定期監査	—	意見	青少年補導委員の報酬について	教育委員会事務局 学校教育部	青少年センター	<p>青少年補導委員は、街頭補導活動及び見守り活動を月4回程度行うこととしており、宝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例における特別職の非常勤職員として、月額4,600円（年間55,200円）の報酬が支給されています。</p> <p>補導委員の令和4年度活動状況を確認したところ、延べ111人の補導委員が年間5,433回活動しており、全体の活動回数としては一定妥当な回数であると考えられます。しかし、各補導委員の活動回数を個別に確認すると、12箇月を通して月4回以上活動した補導委員は18人しかいませんでした。また、月に一度も活動していない補導委員が延べ64人いました。さらに、年間286回活動した補導委員がいる一方で、年間3回しか活動していない補導委員もあり、これらの状況に鑑みると、全ての補導委員に同一の報酬を支給することは公平性に欠けるのではないかと考えます。所管課からは「今後は補導委員確保の面でも、変更を考えている。」旨の説明を受けており、補導委員の確保という課題がある中で、報酬について、その活動の在り方も含めて再検討する時期に来ていると考えます。報酬等の在り方の検討に当たっては、近隣自治体の状況等を参考にしながら、各補導委員の活動実態に照らし不公平が生じることがないようにしてください。</p>	補導委員の活動報告書の様式を変更し、記載方法や報告の仕方などを徹底していきます。活動回数に応じた支払いになるよう検討します。
5	42	定期監査	—	意見	学校支援地域本部事業（たからづか学校応援団）について	教育委員会事務局 社会教育部	社会教育課	<p>各学校のボランティア登録者数について確認したところ、登録者数が90人を超える学校がある一方で0人の学校もあり、学校間で大きな差が生じていました。このような状況は、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるという事業目的に鑑みると、学校運営に少なからず影響があるのではないかと懸念されます。学校への働き掛けだけでなく、地域の自治会やまちづくり協議会に対しても、事業内容とともに学校間で登録者数に差がある現状や他の学校での活動事例などを説明し、全地域で共有することにより、積極的に協力を求めることが必要であると考えます。</p> <p>また、地域コーディネーターが配置されている学校では、概ねボランティア登録者数が多く、活動が活発に行われていることから、ボランティア登録者数が少ない学校にもできる限り地域コーディネーターを配置し、活動が更に活性化できるよう組織づくりに取り組む必要があると考えます。各学校が地域の核となりながら、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるために、できるだけ幅広い地域住民の参画が得られるよう努めてください。</p>	ボランティアの資質向上のための研修会の実施のほか、ボランティア募集リーフレットを学校及び公共施設への配布や市広報等での周知、校長会や学校へ訪問し事業の説明を行っています。各学校も地域の協力は重要と前向きにとらえており、ボランティア数や地域コーディネーターの設置数の増加などの実績はありますが、指摘のとおり学校の規模や地域の特性によって登録者数に差があります。ただ、令和4年度に学校運営協議会（コミュニティ・スクール）が全校に設置されたことで、地域の方が学校に関わるが多くなり、地域住民と学校の連携は増えています。地域コーディネーターの配置に引き続き取り組むとともに、学校運営協議会の所管課である学校教育課とも連携を図り、ボランティアが少数である学校のボランティア活動の活性化に努め、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えます。
5	43	定期監査	—	意見	宝塚市スポーツ推進審議会について	教育委員会事務局 社会教育部	スポーツ振興課	<p>会議録等は、市民資料閲覧コーナーに備え置かれておらず、市ホームページにおいても令和2年度以降の会議録の半数以上は公開されていませんでした。さらに、令和2年度第2回審議会を除き、会議録が公開されていない会議では開催した事実も公開されていませんでした。審議会等の運営に関する指針で公開することとされている情報を速やかに公開するとともに、今後は指針に沿った適正な審議会運営を行ってください。</p> <p>スポーツ推進審議会が本市のスポーツ推進に関する重要事項について教育委員会の諮問に応じて調査審議し、建議するため条例に位置付けられた諮問機関であることを踏まえ、各年度の事業実施に合わせ、計画的に会議を開催するとともに必要事項について適切に審議会に諮問するようにしてください。</p>	会議録については、今年度中に市民資料閲覧コーナー及び市ホームページでの公開を行います。また、今後の審議会開催については、審議会等の運営に関する指針に沿って適切に運営するとともに、各年度の事業実施に合わせ、計画的に会議を実施します。

監査年度	整理番号	種類	(財援等) 団体、補助金等	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
5	44	定期監査	—	意見	宝塚市スポーツ協会運営費補助金について	教育委員会事務局 社会教育部	スポーツ振興課	<p>補助金の交付決定が交付申請時の収支予算に基づき決定されていることから、実績報告時の助成団体数の減少により発生した差金については、原則、返還を求める必要があるのではないかと考えます。また、事務局経費として支出する必要性が生じた場合には、交付申請の変更により予算を修正し、承認の手続を経た上で執行すべきと考えます。市民の税金を財源とする補助金について、安易に返還の必要性の有無を判断することなく、手続の透明性及び公正性を確保するよう努めてください。</p> <p>スポーツ協会が各種スポーツ団体に配分した助成金について、補助金はその目的に沿って有効かつ適正に執行されているか検証するためにも、各種スポーツ団体における活用状況の確認は必要であると考えます。</p> <p>補助対象団体の名称が令和5年4月1日付けで宝塚市体育協会から宝塚市スポーツ協会に変更されているにもかかわらず、名称変更前の宝塚市体育協会運営費補助金交付要綱のまま運用されています。速やかに要綱名の改正をしてください。</p>	<p>補助金については、収支予算からの大きな乖離が生じたときは早急に理由の説明及び必要に応じて予算の補正に係る交付申請の変更届の提出を求め、承認手続を行った上で執行いたします。</p> <p>各種スポーツ団体に配分された助成金については、補助金の目的に沿って有効かつ適正に執行されているか検証するためにも、各種スポーツ団体における活用状況報告書の提出を求めます。</p> <p>要綱名については、補助対象団体の名称が令和5年4月1日付けで宝塚市体育協会から宝塚市スポーツ協会に変更されていることを踏まえ、今年度中に改正します。</p>
5	45	定期監査	—	意見	学校体育施設開放事業について	教育委員会事務局 社会教育部	スポーツ振興課	<p>各運営委員会から提出された令和4年度の収支決算書を確認したところ、所管課が示す用途に沿った支出であると言えるのか疑問の残る事例が多く見受けられました。また、委託料3万円の執行残額については、精算し市に返還することとなっていますが、34運営委員会のうち7運営委員会では全額執行、5運営委員会では全額返還と、運営委員会によって執行状況に大きなばらつきが見受けられます。これらのことから、委託料の用途について各運営委員会に十分に周知されているのか疑問が残ります。</p> <p>委託料が本来の用途に沿った適正な執行となるよう、各運営委員会に対し、対象経費として認められるものとそうでないものをより具体的に列挙して説明するとともに、支出内容が適正であるか確認、指導等を適宜行うなど、市の委託目的に沿った執行となるよう努めてください。</p>	<p>令和6年3月1日に各運営委員長を対象とした会議を実施し、委託料使途及び学校開放における注意点の説明を行い、市の委託目的に沿った執行となるよう取り組みます。</p>
5	46	定期監査	—	意見	宝塚市立図書館サービス向上計画について	教育委員会事務局 社会教育部	中央図書館・西図書館	<p>「宝塚市立図書館サービス向上計画」（以下「サービス向上計画」という。）は、社会の変化や本市の実情に応じ、図書館事業の実施に関する基本的な運営の方針として具体的なサービス向上策を示し、利用者へのサービスの向上を目指すことを目的として、平成22年10月に策定しました。その後、平成25年6月にサービス向上計画の検証内容を記載した検証版を策定し、平成28年5月にこれまでのサービス向上計画に修正を加えた修正版（以下「サービス向上計画修正版」という。）を策定しています。</p> <p>サービス向上計画修正版策定後の新たな取組内容について所管課に確認したところ、「中央図書館及び西図書館の開館時間の延長、小浜・安倉分室の開設、西谷ふれあいライブラリーの開設、F e l i c a（非接触 I C カード技術方式）対応カード及びマイナンバーカードによる貸出開始、貸出冊数の10冊から15冊までの増冊、音楽 C D の貸出開始、たからづかデジタルミュージアムの公開開始及び同活用講座の開催、その他にも多くの取組を実施している。」旨の説明を受けました。</p> <p>このようにサービス向上計画修正版策定後に多くの取組を実施していますが、市ホームページで公表されているのはサービス向上計画修正版で、平成28年度以降に実施した取組内容については公表されていません。策定以降に実施した取組については毎年度検証を行い、より新しい情報を市ホームページ等で公表することにより、図書館に対する市民からの理解が更に深まるのではないかと考えます。</p> <p>市民にとって、より利用しやすい図書館となるよう、サービス向上を目指して引き続き取り組んでください。</p>	<p>市立図書館サービス向上計画については、平成28年以降に実施したサービス向上策を令和5年度中に公表できるよう作業中です。また、IT化などの社会情勢の変化、令和6年度から運用を開始する図書館システムの機能を利用したサービス等を反映したサービス向上の取組について、改めて公表する予定です。今後は、毎年度検証を行うとともに、より新しい情報をホームページで公表します。</p>
5	47	財援等監査	一般財団法人宝塚市保健福祉サービス公社（出資団体監査）	意見	経営状況等について	健康福祉部	高齢福祉課	<p>保健福祉サービス公社では、出資金のうち2億円を基本財産、1億円を特定資産として管理してきましたが、令和2年度に特定資産1億円の取崩しを行っています。</p> <p>出資金の原資は市民の税金であることや今後も継続的に黒字決算を見込むことが不確定なこと、今後の突発的な経営環境の変化などの不測の事態に備えるためにも、黒字額の一定割合を積み戻すだけではなく、損益状況に関係なく計画的に積み戻していく必要があると考えます。できるだけ早期に積戻しが完了するよう毎年度積み戻すことを前提とした収支計画を定め、それに基づいた事業運営に取り組んでください。</p>	<p>毎年度積み戻すことを前提とした収支計画を定め、それに基づいた事業運営に取り組むよう、保健福祉サービス公社と協議を進めます。</p>
5	48	財援等監査	一般財団法人宝塚市保健福祉サービス公社（出資団体監査）	意見	施設修繕の責任分担について	健康福祉部	高齢福祉課	<p>修繕負担区分については、令和元年度財政援助団体等監査においても、金額等の要素も含めてより明確なものとするよう意見しています。改めて市と保健福祉サービス公社で協議を行い、金額等による客観的な基準に基づいた修繕負担区分の設定について検討してください。また、本来市の負担で実施すべき修繕について、予算措置ができていないことを理由に保健福祉サービス公社が修繕費用を負担した場合における事後の財政支援について、可能な方法がないか検討してください。</p>	<p>保健福祉サービス公社や関係部局と協議を行い、修繕負担区分の見直しを検討します。併せて、財政支援についても、可能な方法がないか関係部局と協議します。</p>
5	49	財援等監査	一般財団法人宝塚市保健福祉サービス公社（出資団体監査）	意見	池ノ島デイサービスセンターの建物譲与について	健康福祉部	高齢福祉課	<p>最適化方針において、令和9年度までに保健福祉サービス公社に建物を譲与し、土地は引き続き貸与するとの方向性が示されています。</p> <p>令和9年度までに取組が完了できるよう、市営住宅を所管する住まい政策課とも連携し、建物譲与に伴う課題解決に向けて、保健福祉サービス公社との協議を進めてください。</p>	<p>令和9年度までに取組が完了できるよう、引き続き保健福祉サービス公社や関係部局と協議を進めます。</p>

監査年度	整理番号	種類	(財援等) 団体、補助金等	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
5	50	財援等監査	特定非営利活動法人宝塚市国際交流協会(公の施設の指定管理者監査)	意見	国際交流事業について	産業文化部	文化政策課	<p>宝塚市立国際・文化センター(以下「国文センター」という。)の管理運営に関する令和4年度協定書第3条において、国際交流活動の実施に関する指定事業として、(1)地域の国際化及び国際協力の推進に関する事業、(2)市民及び外国人市民との交流及び生活相談等に関する事業、(3)国際姉妹都市等との交流・協力に関する事業、(4)情報発信及び啓発に関する事業、(5)学習、鑑賞及び体験等の教育研修に関する事業を行わなければならないとされていますが、(3)については、オーガスタ・リッチモンド郡との姉妹都市提携30周年、ウィーン市第九区との姉妹都市提携25周年であった令和元年度に実施された交流事業が最後となりました。</p> <p>実施されていない理由について所管課に確認したところ、「令和2年2月からの新型コロナウイルス感染症感染拡大の懸念から、令和2年度及び令和3年度は事業を自粛し、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されるまで交流事業は控えてきたが、事業自体を絶やすことのないよう心掛けている。」旨の説明を受けました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により人的な交流事業が実施できなかったことは一定理解できます。一方で、国文センター条例第18条第1項の規定により、公募によることなく、センターの管理を行わせるに最適な法人その他の団体として、国際交流協会が指定管理者に指定されています。国際交流協会は市民に対して、ボランティア精神を基盤として国際交流及び国際協力に関する事業を行い、異文化相互理解の深化と地域の国際化を図り、もって地域社会の安定と繁栄に寄与することを目的として設立された団体であることから、国際交流関係の事業についてより積極的に行っていただく必要があるのではないかと考えます。</p> <p>指定管理者である国際交流協会の特性を生かし、周年事業だけではなく、1年を通じて国文センターが市民の国際交流の場となるよう指導してください。</p>	<p>現在、国際姉妹都市等との交流・協力に関する事業については、本市は米国ジョージア州オーガスタ・リッチモンド郡、オーストリアウィーン市第九区と姉妹都市提携をしていますが、行政間の交流事業が約20年にわたり休止されたままであること、また、オーストリアメルブル市のアップルクロス校との教育交流がオンラインでの実施となっていることにより、独自に(特)宝塚市国際交流協会が活動することは難しい状況が続いています。</p> <p>このような行政主導の姉妹都市交流が実施できない状況下において、協会では主体的な取組みとしてウィーン市第九区の区長を訪問し市長の親書を渡していただくなど、行政に代わって本市を代表し人的な国際交流を行っていただいたこと、また、令和5年8月には(公財)兵庫県国際交流協会と連携し、イギリスからオックスブリッジサマーキャンプ2023の派遣学生を受け入れ、子どもから大人までを対象とした様々な交流イベントを実施されたことは、非常に評価できることと認識しています。</p> <p>来年度は、オーガスタ・リッチモンド郡との姉妹都市提携35周年、オーストリアウィーン市第九区との提携30周年を記念したクラシックコンサートを開催予定ですが、周年事業にとどまらず、協会が主体的に継続して事業を実施できるように、姉妹都市や在外公館との連絡調整等を行い事業実施のための環境整備を行うとともに、国際・文化センターが市民にとって国際交流の場となるように協会を指導していきます。</p>
5	51	財援等監査	株式会社 linkworks(公の施設の指定管理者監査及び財政援助団体監査)	意見	宝塚市立温泉利用施設の管理に関する基本協定書等の履行について	産業文化部	観光企画課	<p>宝塚市立温泉利用施設の管理に関する基本協定書第30条第1項において、指定管理者がアンケート調査を実施することとなっています。また、同条第2項においては、指定管理者がアンケート調査を集計及び分析、評価等した上で、市にアンケート調査結果報告書を提出することとなっていますが、提出がありませんでした。所管課においては基本協定書を遵守するよう指導してください。</p> <p>なお、指定管理者が実施したアンケート調査の「ご意見」欄を確認すると、苦情、要望等と考えられるものが多く見られました。アンケート調査によるものであるとはいえ、これらは基本協定書第19条の苦情、要望等に該当すると考えられますので、市は対処について報告を受ける必要があるとともに、指定管理者の対処が適切であったかを確認、指導等すべきであることにも留意しておく必要があります。市ではアンケートの内容を活用した事例がないとのことですが、アンケートは活用されなければ意味を成しません。アンケート調査に基づく苦情、要望等の把握に努めてください。</p> <p>さらに、基本協定書第7条第2項で業務の細目として定められている「宝塚市立温泉利用施設指定管理者が行う業務の概要」において、指定管理者は、入館者数、売上額及び支払額等営業報告書を毎月市に報告することになっていますが、支払額の報告が毎月の営業報告書の中には含まれていませんでした。そもそも、支払額を毎月の報告で求める必要があるのかどうかも含めて整理すべきではないかと考えます。所管課においては、基本協定書等に記載された内容が履行されているかを再点検した上で、温泉利用施設が適正に管理されるよう指導してください。</p>	<p>令和5年12月20日に実施した指定管理者との定例会において、指摘事項の指導を行いました。</p> <p>アンケート調査報告書の提出、苦情、要望等についても把握するようにします。</p> <p>来年度の基本協定書の協議におきましては、指定管理者との協議の際に、指定管理者が行う業務の概要について整理します。</p>